

## お知らせ

### 国 令和6年度国民健康保険税率は昨年度と変更ありません

#### ▶ 税率・課税限度額

| 令和6年度 | 医療給付費分   | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分(40～64歳の方のみ) |
|-------|----------|-----------|--------------------|
| 所得割率  | 7.2%     | 2.35%     | 1.9%               |
| 均等割額  | 27,300円  | 9,500円    | 11,500円            |
| 平等割額  | 25,300円  | 6,100円    | 5,100円             |
| 課税限度額 | 650,000円 | 240,000円  | 170,000円           |

◆未就学児である被保険者にかかる均等割額は2分の1に軽減されます(手続き不要)。

#### ▶ 軽減基準

| 軽減割合 | 令和6年度 軽減基準                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7割   | 総所得金額等 <sup>※1</sup> が43万円+10万円×(給与所得者等 <sup>※2</sup> の数-1)以下                               |
| 5割   | 総所得金額等 <sup>※1</sup> が43万円+(29.5万円×被保険者数 <sup>※3</sup> )+10万円×(給与所得者等 <sup>※2</sup> の数-1)以下 |
| 2割   | 総所得金額等 <sup>※1</sup> が43万円+(54.5万円×被保険者数 <sup>※3</sup> )+10万円×(給与所得者等 <sup>※2</sup> の数-1)以下 |

- ※1 総所得金額等は世帯の被保険者全員と世帯主の所得合計です。65歳以上の人の公的年金等収入については「公的年金等収入-公的年金等控除額-15万円(15万円に満たない場合は全額)」を軽減判定に使用します。
- ※2 給与所得者等とは一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等所得者(65歳未満の場合は公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は公的年金等収入が125万円超)の人を指します。
- ※3 被保険者数には同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した人(特定同一世帯所属者)も含まれます。

今年度の国民健康保険税の税率は左表のとおり、昨年度と同じ税率・税額となります。

ただし年間保険税の上限である課税限度額は、後期高齢者支援金分が引き上げとなります。

また軽減基準については、5割・2割軽減の対象となる世帯の所得の基準額を拡大します。

### 後 令和6年度後期高齢者医療保険料率が決まりました

#### ▶ 料率・賦課限度額

| 令和6年度 |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 所得割率  | 9.88%(9.41% <sup>※1</sup> )       |
| 均等割額  | 50,760円                           |
| 賦課限度額 | 800,000円(730,000円 <sup>※2</sup> ) |

後期高齢者医療保険料の計算の基となる所得割率と均等割額は2年ごとに改定されます。所得割率、均等割額、年間保険料の上限額である賦課限度は、今年度左表のとおり改定されました。

また軽減基準については、5割・2割軽減の対象となる世帯の所得の基準額を拡大します。

※1 今年度、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人

※2 令和5年度末時点で75歳以上である人など

#### ▶ 軽減基準

所得の少ない世帯の人は保険料の「均等割額」が下表のとおり軽減されます。

| 軽減割合 | 令和6年度 軽減基準                                                                   | 均等割年額   |
|------|------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 7割   | 総所得金額等 <sup>※3</sup> が43万円+10万円×(給与所得者等 <sup>※4</sup> の数-1)以下                | 15,228円 |
| 5割   | 総所得金額等 <sup>※3</sup> が43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等 <sup>※4</sup> の数-1)以下 | 25,380円 |
| 2割   | 総所得金額等 <sup>※3</sup> が43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等 <sup>※4</sup> の数-1)以下 | 40,608円 |

- ※3 総所得金額等は世帯の被保険者全員と世帯主の所得合計です。65歳以上の人の公的年金等収入については「公的年金等収入-公的年金等控除額-15万円(15万円に満たない場合は全額)」を軽減判定に使用します。
- ※4 給与所得者等とは一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等所得者(65歳未満の場合は公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は公的年金等収入が125万円超)の人を指します。

◆後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった人は、均等割額が加入時から2年間、5割軽減されます。また所得割額は課されません。

## お知らせ

### 国 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険



### 国 後 介 保険税・保険料の納税・納入額決定通知書をお届けします

7月中旬に納税・納入額決定通知書をお届けします。この通知書には令和5年中の所得などを基に算定された令和6年4月から令和7年3月までの年間の保険税・保険料額が記載されていますので、ご確認ください。

また国民健康保険税については、各世帯の世帯主宛てに届きますので、ご注意ください。

#### ▶ 保険税・保険料の納付方法

- ①特別徴収……年金からの天引きとなります。
- ②普通徴収
  - ③口座振替納付……指定された口座からの引き落としとなります。
  - ④直接納付……お届けした納付書により金融機関などの窓口やスマホ決済などの納付となります。

「③口座振替納付」に切り替える場合は通帳印を持参の上、金融機関で直接お申し込みください。

### 国 国民健康保険被保険者証が8月から「藍色」になります

国民健康保険では毎年8月1日に新しい被保険者証に切り替わります。現在、皆さまが使用しているオリーブ色の被保険者証は7月31日で期限切れになります。

藍色の新しい被保険者証は、7月中旬から特定記録郵便でお届けします。古い被保険者証は8月以降に、保険年金課または寺井・根上サービスセンターへお届けいただくか、ご自分で破棄してください。



被保険者証(藍色)

### 後 後期高齢者医療被保険者証が8月から「桜色」になります

後期高齢者医療保険では毎年8月1日に新しい被保険者証に切り替わります。現在、皆さまが使用している紫色の被保険者証は7月31日で期限切れになります。

桜色の新しい被保険者証は、7月中旬から特定記録郵便でお届けします。古い被保険者証は8月以降に、保険年金課または寺井・根上サービスセンターへお届けいただくか、ご自分で破棄してください。



被保険者証(桜色)

### 国 後 マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)をご利用ください

今月郵送する保険証には、マイナ保険証を安心して利用いただくために個人番号の下4桁を含む加入者情報のお知らせが同封されています。ご自身で保険証情報にお間違いがないかご確認ください。

#### ▶ マイナ保険証を利用する主なメリット

- ・医療機関や薬局でデータに基づいた正確な診察、薬の処方が受けられます
- ・窓口での支払い時に限度額以上の支払いが不要になります

#### ▶ マイナ保険証についての問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバー 5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分  
土日祝:9時30分～17時30分

## お知らせ

問 / 健康推進課 (☎ 58 - 2235 ☞ kenko)



子育て世代の多様な相談に 24 時間 365 日対応

育児・健康相談アプリ「HELPO」をご利用ください



育児に関する疑問や悩み、子どもやご家族・ご自身の健康に気になることがあれば、いつでもお気軽にHELPOでご相談ください。

HELPO 専任の医療従事者が 24 時間 365 日いつでもチャット形式で相談のつてくれます。

- ▶ 対象者 妊産婦、子育て中の市民  
▶ 利用料 無料（通信料は別途必要）



## こんなときに、HELPOで健康医療相談

子どもの／

## 子育てのお悩み

- 離乳食はいつから？
- 早寝早起きをさせるコツは？
- 1歳になりましたが、スマホで動画ばかり見ます。大丈夫でしょうか？
- 食事の好き嫌が多いです。苦手なものでも食べられる簡単レシピを教えてください

利用者の声

など

子どもがぐずっても、  
続きから相談できてありがたいです

20代 女性

## 健康に関するお悩み

- 子どもが市販薬を飲む時の注意点はありますか？
- 熱がありますが、機嫌がよく食欲もあります。受診のタイミングは？
- 子どもが熱で水分をとらなくて心配です。脱水症状の特徴を教えてください

利用者の声

など

ちょっとした疑問が  
解決されるので助かっています！

30代 男性



写真添付も可能！

写真を添付して相談できるので、  
言葉で説明しにくいことも伝えやすい！

HELPOアプリご登録方法 ※これまでHELPOを利用されていた人もアプリリニューアルに伴い、4月16日以降は一度再ログインが必要になります。

1 二次元コードからアプリをダウンロード

2 「法人・自治体でご利用の方」を選択して登録

3 「個別契約コード」(能美市専用コード)と携帯電話番号を入力

4 SMSに届く6桁の数字と「郵便番号」(ハイフンなし7ケタ)を入力

5 ユーザー情報を入力

## ゼロカーボンアクション20

## ゼロカーボンアクション 20 (vol.4)

【エネルギー・節約】

## 3 節電・節水 (節水編)

節水の取り組み例をご紹介します。  
できることから取り組んでみましょう。

- ・無洗米を使う  
洗わずそのまま炊けるため、余計な水を使わずに済みます。
- ・食器洗浄乾燥機を使う

例えば 60 点の食器を手洗した場合に、使用する水は 70 ～ 100 ㍓。同じ量を食器洗浄乾燥機で洗うと約 10 ㍓で済みます。電気は使いますが、節水効果が大いいます。



問 / 生活環境課 SDGs・カーボンニュートラル推進室  
(☎ 58 - 2217 ☞ kankyo)



- ・シャワーや歯みがき、洗顔中は水を出しっぱなしにしない  
歯みがきに必要の水はコップ3杯程度。水を出しっぱなしにすると 30 秒で約 6 ㍓のムダになります。
- ・お風呂の残り湯で洗濯  
洗濯の水にお風呂の残り湯を使えば、約 50 ㍓の節水になります。
- ・洗濯はまとめて洗いをする  
少ない洗濯物をこまめに洗うより、まとめて洗った方がお得です。洗濯機の容量の約 80%を目安に、洗濯回数を減らしましょう。

## お知らせ

問 / 企画地域振興課 (☎ 58 - 2212 ☞ kikaku)

回答にご協力をお願いします  
男女共同参画アンケート

第2次能美市男女共同参画プランが作成されてから5年目になることを受け、本市の男女共同参画の現状と市民の皆さまの意識を把握し、今後の施策の参考とするため、アンケート調査を実施します。

アンケートが届いた人は、調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力をお願いします。

▶ 対象者 市内在住で 18 歳以上の人の中から無作為に選ばれた 2,000 人

問 / 小松年金事務所 (☎ 24 - 1791 FAX 22 - 3933)

保険年金課 (☎ 58 - 2236 ☞ hoken)

国民年金保険料の納付が困難な人へ  
免除、猶予制度

所得が少ないなど、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除、猶予される制度があります。これを受けずに保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。ご希望の人は、お問い合わせください。

## ▶ 免除などの期間

毎年7月分から翌年の6月分まで（1年間）

## ▶ 免除の所得基準

本人、配偶者、世帯主の前年の所得額がそれぞれ次の計算式で計算した金額の範囲内であること

| 全額免除   | (扶養親族等の数 + 1) × 35 万円 + 32 万円 |
|--------|-------------------------------|
| 4分の3免除 | 88 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等  |
| 半額免除   | 128 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 |
| 4分の1免除 | 168 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 |

市内の犯罪・交通事故などの  
発生件数

|            | 令和6年5月 | 令和6年 累計 | 累計の 前年比 |
|------------|--------|---------|---------|
| 住宅等の侵入盗 ※1 | 0件     | 2件      | -1件     |
| 非侵入盗 ※1    | 6件     | 19件     | +8件     |
| 交通人身事故 ※2  | 2件     | 16件     | -6件     |
| 交通事故死者 ※2  | 0人     | 0人      | ±0人     |
| 交通事故負傷者 ※2 | 3人     | 18人     | -8人     |
| 火災発生       | 1件     | 7件      | +5件     |
| 救急出動       | 153件   | 965件    | +124件   |

※1 令和6年6月13日時点

※2 令和6年6月10日時点

データ提供 能美警察署・消防本部

能美市から



## 暮らしに関する情報

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 / 市民サービス課 (☎ 58 - 2213 ☞ shimin1)

国外でも利用可能  
マイナンバーカード

国外転出を予定されている日本国籍の人が、国外に転出される際に、事前に手続きすることでマイナンバーの利用や年金の現況届など、引き続きマイナンバーカードが利用できるようになりました。

また既に国外へ転出している日本国籍の人は、マイナンバーカードの申請や受取りなどの手続きが在外公館や一時帰国後の国内の市区町村でできるようになりました。

▶ 対象者 戸籍の附票に記載されていて、マイナンバーが付番されている人

詳しくはマイナンバーカード  
総合サイトなどをご覧ください。



問 / 福祉課 (☎ 58 - 2230 ☞ fukushi1)

心身障害者（児）医療費  
受給者証の更新手続き

心身障害者（児）医療費助成事業の対象者は、毎年7月に受給者証の更新手続きが必要です。対象者には通知書を送付しますので、更新手続きをお願いします。手続きに必要なものなど、詳しくは通知書をご確認ください。

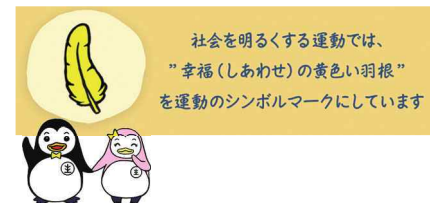
心身障害者（児）医療費助成事業の対象者のうち、精神障害者保健福祉手帳2級所持者は、自立支援医療（精神通院）の申請・更新が必須となります。

問 / 市民サービス課 (☎ 58 - 2213 ☞ shimin1)

強調月間・再犯防止啓発月間  
社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は全ての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

毎年7月は、その強調月間として、更生保護に関わる関係者がそれぞれの立場で啓発活動に取り組みます。



社会を明るくする運動では、  
”幸福（しあわせ）の黄色い羽根”  
を運動のシンボルマークにしています

## 募集

問 / 商工課 (☎ 58 - 2254 ✉ shoukou)



### 若手採用のチャンス！ 企業ガイダンス



市内企業を紹介する企業ガイダンスの参加企業を募集します。

▶ 日時 10月18日(金)

9時30分～12時(高校生の部)

13時30分～16時(中途採用の部)

▶ 場所 根上総合文化会館 円形ホール

▶ 対象企業 市内で、高卒または既卒で20～30代の採用を計画している市内企業

▶ 内容 主に高校2年生とその保護者、若年の求職者が市内企業について理解を深めるため、各企業からの説明と採用担当者に直接質問する機会を設ける予定です。

▶ 形式 (2部共通) 全体向け説明・個別ブース訪問

▶ 応募方法 電子申請

▶ 応募締切 7月31日(水)



申・問 / 商工課 (☎ 58 - 2254 ✉ shoukou)



### ネット求人のノウハウを学ぶ 採用力向上セミナー



市内企業の皆さまに採用をとりまく最新情報などを提供し、人財確保を支援するセミナーです。

▶ 日時 8月28日(水) 14時～15時30分

▶ 場所 寺井地区公民館

▶ 内容 市内の企業向けに、大学の就職担当者が講演をし、意見交換を行います。

▶ 申込方法 電子申請

▶ 申込期限 7月31日(水)



### 市内企業の皆さまへ 地元で働く魅力をPR！ ゲンバ・ヒーローズ募集



地元で働き、産業を支える若者たちを紹介する特設サイト「能美市 ゲンバ・ヒーローズ」は、今年度出演するヒーロー、ヒロインを募集しています。

就職活動をする学生などが本サイトを利用してします。市内のゲンバ(現場)で働く若手社員のインタビュー動画を通して、企業の魅力をPRしませんか？

▶ 対象者 市内企業にお勤めのおおむね35歳までの人

▶ 応募方法 電子申請

▶ 応募締切 7月31日(水)

▶ 注意事項

・取材・撮影費用は無料です。取材の採否については市で判断させていただきます。

## お知らせ

問 / 危機管理課 (☎ 58 - 2201 ✉ kikikanri)



### 河川の水位や避難経路を確認 河川等監視カメラ増設



市内の河川・道路監視用カメラを一新し、市ホームページでカメラ画像を公開中です。

今回、カメラの性能が向上し夜間でも見やすくなったほか、既存のカメラ15か所に加えて、令和4年8月の大雨で冠水した地域を中心に、カメラ12か所を新設しました。今後のパトロールや災害対応の強化に繋がっていきます。

また河川の水位や避難経路の確認にも活用いただけます。



## 催し

問 / 危機管理課 (☎ 58 - 2201 ✉ kikikanri)



### しゃがむ、隠れる、じっとする 能美市版シェイクアウト訓練



地震の揺れから自分の身を守るため「しゃがむ、隠れる、じっとする」といった安全行動をとる訓練です。この訓練への参加を通じて、今一度、地震への備えについて、考えてみましょう。

▶ 日時 7月14日(日) 9時(約1分間)

防災行政無線で訓練開始の合図をします。

各ご家庭で「安全行動」を実施してください。

県民一斉防災訓練シェイクアウトいしかわ

▶ 日時 7月9日(火) 11時

詳しくは県ホームページをご覧ください。



問 / 商工課 (☎ 58 - 2254 ✉ shoukou)



・取材・撮影は8月から9月までを予定しています。  
所要時間は2時間程度です。  
・撮影した写真素材、取材原稿の著作権は市に帰属します。



## お知らせ



### 能美市で新しくビジネスを始める人へ 創業支援メニューをご利用ください

創業時に利用できる各種支援メニューをご紹介します。

#### 各種工事の依頼先に迷ったときは「工務店バンク」

市商工会会員の事業者をご紹介します。建築工事、設備工事、内装工事など、市内事業者が理想の空間作りをお手伝いします。

市商工会ホームページ



#### 創業時の借り入れや店舗改修工事、 テナント料などを支援する「補助金」

創業にあたり、「石川県創業者支援融資」「石川県小口零細融資(創業者支援分)」の制度融資を利用する際の信用保証料の補助や対象業種の創業を支援する補助金制度などを「創業サポートデスク」でご案内します。お気軽にご相談ください。なお制度の利用条件の都合によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶ 相談時間 9時～17時 ※予約優先  
(土・日曜日・祝日、年末年始を除く)

▶ 相談場所 市役所寺井分室3階 商工課



### 地域の農地を次世代に引き継ぐために 「地域計画」に取り組みます

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地の拡大が続くと、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが大切に守ってきた農地を、次の世代に引き継いでいくために、地域の皆さんで地域農業の将来を話し合い、地域の計画を作成します。

#### ▶ 目標地図を作成

地域計画では目標地図を作成します。目標地図とは10年後、誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを地図にしたものです。

すぐに耕作者が見つからない農地は、「耕作者募集中」となります。目標地図は継続的に協議を行い、見直しを行っていきます。もし耕作者を変更するときは、市農業委員会(☎ 58 - 2256)にご相談ください。



問 / 農林課 (☎ 58 - 2256 ✉ norin)

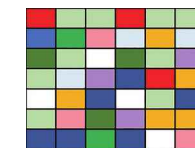


#### ▶ 地域計画の流れ

- ①意向確認調査(アンケート調査)※実施済み
- ②協議(市ホームページなどでもお知らせ)
- ③地域計画の公表(令和7年3月予定)
- ④地域計画の実行(継続的に地域で話し合い)

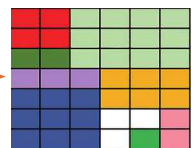
#### 現況地図(イメージ)

誰がどの農地を耕作しているのかを耕作者ごとに色分けした現況地図などを確認しながら話し合います。



#### 目標地図(イメージ)

効率の良い耕作を行えるような農地の集約化などを見据えた、将来の農地利用を色分けして見える化します。



地域計画(目標地図を含む)は、地域の実情を踏まえ継続的に話し合い、徐々に作り上げていきます。



こちら

有料広告

**サポートネット 専門家による無料相談会**  
日時 ●7月20日(土) ●8月24日(土) 9時~11時30分 会場 ●小松商工会議所

◆法律◆多重債務◆税金◆登記  
◆年金◆会社設立◆相続 等の  
ご相談をお気軽に【秘密厳守】  
私たちが相談に応じます。  
代表住所：小松市南浅井町ハ 93-3